

平成29年度
中野区認可小規模保育事業所設置運営事業者
募集要項

平成29年6月
中野区

第1 募集概要

1 公募の趣旨

中野区では、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、保育サービスの拡充に取り組んでいます。

については、以下の条件で、小規模保育事業を実施する保育事業所（以下「認可小規模保育事業所」といいます。）を設置し、事業を実施する者（以下、「事業者」といいます）を募集します。

2 事業者選定と施設及び事業の認可との関係について

本募集要項により設置運営事業者として選定されたことにより、認可小規模保育事業所及び認可小規模保育事業として認可するものではありません。別途、認可・確認申請手続きが必要となります。また、事業者として決定された後、応募内容と事実が異なることが判明した場合又は異なる場合は、認可・確認がされないことがありますので、ご注意ください。

3 募集対象地域

中野区全域。ただし、重点地域は以下のとおりです
(右図のとおり)



ア JR中央線以南全域

イ 中野四丁目～六丁目、東中野三丁目～五丁目及びその周囲おおむね100mの範囲

ウ 中野駅からおおむね半径1kmの範囲

エ 上記以外の地域のうち、保育施設の設置状況や整備計画及び周辺の保育ニーズを総合的に勘案し、保育所設置が待機児童解消に資すると認められる場所

4 募集施設数

6施設

※ 整備施設数は、提案時点の応募・選定状況等によるため、随時ご相談ください。

第2 募集条件

1 事業者の応募資格

以下の(1)～(9)の条件をすべて満たしている法人とします。

ただし、応募の際に法人格を有しない場合であっても、当該認可小規模保育事業所の設置申請までの間に当該応募者が法人格を取得し、その法人が運営を行うことを条件として応募ができるものとします。※この場合は、個別にご相談ください。

なお、応募申込後に当該応募者が応募資格を満たさないことが明らかとなった場合は、失格となります。

(1) 運営実績

本事業に応募する時点で下記①～④のいずれかの要件に該当すること。

(応募の際に法人格を有しない場合にあつて、各施設の運営が個人から当該個人が代表者で

ある法人に引き継がれ、設置者変更が行われる場合は、要件を満たすものとします)

- ① 認可保育所または東京都認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱に定めるA型またはB型。以下、「認証保育所」という。）を運営している者。
- ② 認可小規模保育事業所を運営している者。
- ③ 自治体独自の認定を受けて保育事業を運営している者
- ④ 所管する都県、指定都市、中核市のいずれかが定める認可外保育施設指導監督基準を満たしている認可外保育施設を運営している者
- ⑤ 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）に基づく幼稚園（ただし通常の保育時間のほか預かり保育を実施していること）または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年六月十五日法律第七十七号）に基づく認定こども園

※応募時点で上記以外の施設などを運営している事業者または過去に運営実績がある事業者等については、別途、区へお問合せください。

(2) 設置者要件

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以下「区条例1」という。）に規定する設置者の要件を満たすとともに、下記欠格事項に該当しないこと。

- (ア) 民法上の行為能力を有しない者
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (オ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (カ) 国税及び地方税を滞納している者
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人
- (ク) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人
- (ケ) 法人全体の財務状況について、直近の会計年度の決算において債務超過を生じている法人
- (コ) 児童福祉法第34条の15第3項第4号で掲げられた各項に該当しないこと。

(3) 設置予定物件

当該認可小規模保育事業所設置のため、土地または建物を設置運営事業者が賃借する場合には、区条例1に定める施設の基準及び後述する関係法令等の規定に適合する物件（改修により適合できる場合を含む）を確保（仮押さえを含む）して提案し、提案が選定された場合は、当該物件を10年以上の賃借を行うことが確実であること。

※なお、本契約の時期については問いませんが、区で選定されなかった場合の賃借料や契約の解除に伴う一切の費用、また、賃借料補助金（後述）の対象期間外期間が含まれている場合でも当該賃借料について区は責任を負いません。

(4) 既設置保育施設等

既設置保育施設に対する直近の立入調査等において指摘事項が無い、もしくは改善済みであ

ること。

(5) 財務基盤

既設置保育施設等及び当該認可小規模保育事業所を経営するために必要な経済的基盤があること。

(6) 整備資金

当該認可小規模保育事業所の改修工事等については、開設準備経費補助の交付決定後に自らの資金で施工できること。

(7) 安定した運営

本事業を継続的に、健全かつ円滑に実行できること。

(8) 工程及び資金計画の確実性

当該認可小規模保育事業所の開設までのスケジュール及び資金計画については、確実かつ十分余裕を持ったもので提案を行えること。

(9) 新規設置

当該認可小規模保育事業所の開設は、当該応募者が現に中野区内で運営している既存の保育施設等からの転換を図るものではないこと。

2 応募条件

関係法令（注）の定めるところに従うほか、以下の条件を満たすものとします。

【注：主な関係法令】

- ・中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（区条例1）
- ・中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（区条例2）
- ・建築基準法
- ・バリアフリー法

(1) 施設の種別

区条例1に規定される、小規模保育事業A型または小規模保育事業B型のいずれかを実施する施設。

(2) 定員

- ① 総定員は原則19人とします。
- ② 対象園児の年齢構成は0歳児から2歳児までとします。

※ 法及び前項で示す条例に規定される小規模保育事業では、定員について6人～19人の範囲で設定できるとされていますが、本募集に際しての定員はこれと異なりますのでご注意ください。

(3) 職員の配置

下記①～③の職員を全て配置することが必要です。また、職員配置については、年齢や経験年数などのバランスを充分考慮してください（別紙資料1「設備基準と職員の配置基準について」を参照）。

- ① 区条例1の第29条または第31条に規定される職員
- ② 以下の要件の全てに適合する施設長（当該施設を統括する管理者。以下、「管理者」という。）を配置すること。
 - ア 児童福祉事業等に2年以上従事した者

イ 常時当該認可小規模保育事業所の業務に専従すること

ウ 給付費からの給与支出があること

③ 嘱託医及び嘱託歯科医（ともに1名）

(4) 施設・屋外遊戯場

下記①～⑤の要件を全て満たすことが必要です。

① 区条例1の第28条又は第32条（第28条準用）（別紙資料1「設備基準と職員の配置基準について」を参照）及び関係法令の規定を確実に満たす施設であること。また、そのことを当該応募者においてあらかじめ確認できていること。

② 施設は原則として建物の1階を使用するものであること。ただし、児童が安全かつ円滑に使用できる避難設備を設置することや、利用児童が避難する際に同一施設内の他居住者や建物使用者の協力が得られることなどにより、非常時に利用児童が安全に避難できること（2箇所2方向の避難経路に限る）が確認できる場合は、建物の2階以上の使用も可とします。

③ 敷地内に屋外遊戯場を設置しない場合は、施設から、安全な経路により徒歩で概ね5分程度（※徒歩1分＝80m換算）の場所に代替の屋外遊戯場（児童が安全に使用することができるトイレ及び水飲み場が当該遊技場内または近隣にあること）を指定できること。

④ 当該認可小規模保育事業所について、建築基準法に基づく「保育所」の用途とすることが可能であること（100㎡以下の場合、一級建築士による建築基準法上の「保育所」の基準を満たしていることを証する書類の提出が可能であること）が確認できていること。また、小規模保育事業の認可・確認を受けるに当たって、建築基準法に基づく建築確認申請書、建築確認済証（100㎡以下の場合、一級建築士による建築基準法上の「保育所」の基準を満たしていることを証する書類）の提出が可能であること。

⑤ 当該小規模保育事業所の認可申請時に、下記、アまたはイのいずれかに該当する旨の一級建築士の証明書の提出が可能であること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入後の建築物であること。

イ 新耐震基準導入以前の建築物の場合、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上若しくはC_tuS_d値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物、施設等であること（※当該小規模保育事業所の認可申請までの間に新耐震基準に適合できるよう耐震改修工事を完了させることも可とする）。

(5) 実施事業等

① 開所日

中野区立保育園の開所日（日曜日、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日）と同様とすること。

② 開所時間

開所時間は、11時間開所（7時15分から18時15分まで）とする。

なお、11時間開所後は、全年齢児を対象に1時間延長保育（19時15分まで）を実施す

ること（開所、閉所及び延長保育終了時刻については、それぞれにおいて前後15分ずつの変更を可とする）。

③ 給食の提供

ア 利用児童に給食を提供すること。提供に当たっては、栄養士の監修の下で献立を作成し、材料調達にあたっては、区内事業者を用いるよう努めること。また、区条例1の第15条及び第16条の規定によること。

イ 年2回（5月・11月に実施した給食について）栄養管理報告書を作成すること。

ウ 離乳食の提供においては、初期食から1日2回の提供を行うなど、認可保育所に準じた提供を行う体制を整えること。提供方法については、厚生労働省の「授乳・離乳の支援ガイド」を参考にすること。

エ 調理室全般の衛生管理は「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて行うこと。

④ 障害児保育

障害児保育を実施すること。入所手続は、中野区障害児保育事業運営要綱（1999年中野区要綱第77号）に定めるところによること。なお、入所に当たっては区と協議の上決定します。

（6）連携施設の設定

区条例1の第6条の規定に基づき、事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を確保しなければなりません。中野区内の保育施設等配置図を参考に、応募の時点で事業者が想定する連携施設を設定した上で、提案すること。選定後、区及び当該連携施設と協議し、連携施設を設定すること。（連携施設を設定しない場合、運営費の減額調整があります。）

（7）基本協定の締結

この要項に定める応募条件、設置運営事業者の提案内容等の適正かつ確実な実施を確保するため、中野区と設置運営事業者との間で新園の設置運営に関する基本協定を締結すること。

（8）住民対応

施設の設計や工事の実施に当たっては、次の事項について近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応し、近隣住民との連携や居住環境の保全に努めること。本事業は保育施設の開設であり、近隣住民や同一建物内の他利用者への対応・協力が不可欠であることを踏まえ、応募者として、それらに対応しながら施設整備・運営を行うための十分な準備体制を確保すること。

① 選定後、速やかに近隣に挨拶や説明を行うこと（事業内容の紹介、園舎配置案等の提示）。

特に建物の2階以上に施設を設置する場合は、保育施設を設置することについて階下の居住者または建物使用者に十分な説明を行い、了解を得ること

② 工事業決定後は速やかに近隣住民説明を行うこと（工事概要の説明）。

③ その他、必要に応じて町会や近隣住民に対する説明会等を実施すること。

④ 町会等の行事等に積極的に参加すること。

※町会等、区民活動センター、学校等の一覧については、別紙2をご参照ください。

（9）中野区就学前保育・教育カリキュラムの実践

保育所保育指針等を踏まえ作成した「中野区立就学前保育・教育カリキュラム」に基づく保育・教育を実践すること。（国語・算数・英語等、教科書を使用しての「授業」としての教育ではなく、中野区の就学前教育・保育の指針に則り、子どもの発達に即した体験により学んでいく教育・保育内容を実施すること。）

(10) その他

- ① 区の保育行政を理解し、連携・協力すること。
- ② 本事業は保育施設の開設であり、近隣住民や同一建物内の他利用者への対応・協力が不可欠であることを踏まえ、応募者として、それらに対応しながら施設整備・運営を行うための十分な準備体制を確保すること。
- ③ 当該認可小規模保育事業所の施設について、シックハウス対策等利用者の健康及び安全に十分に配慮し、別紙資料3「室内化学物質対策実施基準」に基づいた室内化学物質測定検査を行い、必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。
- ④ 児童及び建物に関する適切な損害賠償保険に加入すること。
- ⑤ 設置運営事業者の実施する新園の施設整備等に係る工事請負契約等の手続については、別に定める契約手続等に準拠すること。
- ⑥ 開設する認可小規模保育事業所には、開設後に学校110番またはこれと同等の機能を有する設備を設置すること（※学校110番を設置する場合には、開設後初年度の整備に限っては別途補助を行う予定）。また、自動体外式除細動器（AED）を設置すること（補助なし）。
- ⑦ 中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例（平成19年中野区条例第27号）第8条第1項の勧告を受けたときは、当該勧告の内容を尊重し、誠実に対応すること。
- ⑧ 認可小規模保育事業の運営経費は全て公定価格や区の補助金からまかなうべきものであり、かつ、負担する児童と負担しない児童とで保育内容に差が生じてはならない、との観点から、基本的に保護者から保育料以外の経費は徴収しないこと（延長保育料など基本的な保育とは別に行う事業に係る経費、行事の写真代など保護者が個別に希望するもので、かつ保育に直接関わりがない経費等は除く）。
- ⑨ 施設を廃止しようとするときは、1年以上の期間をもって中野区長に協議すること。
- ⑩ 苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う「第三者委員」を設置し、利用者向けの重要事項説明書に明記すること。
- ⑪ 福祉サービス「第三者評価制度」を定期的に受審すること。
- ⑫ 新園の名称については、区内や近隣自治体にある既設の保育所と類似する名称、同音異字の名称は避け、区と協議の上、決定すること。
- ⑬ プール活動等について、認可された保育施設以外では応募事業者以外の者が保育を実施しないこと。なお、当該保育施設以外を借用し、応募事業者職員が保育指導を行う場合は、この限りではない。

3 開設時期

原則として平成30年4月1日までに開設するものとします。

※ただし、新規建設物件における提案を予定している場合等で開設時期が上記より遅れることが見込まれる場合には、区担当までご相談ください。その場合、開設時期については相談により決定します。

第3 開設経費及び運営経費に対する補助

当該年度における予算の範囲内において以下の補助を行います。

1 開設準備経費補助

「中野区小規模保育事業施設整備費等補助要綱（2015年要綱第21号）」に基づき、補助を行います。

(1) 改修費補助

補助経費補助基準額	補助率
【施設の開設に必要な改修経費等（内装工事費等に限る）】 改修経費等の実支出額又は15,000,000円のいずれか少ない方の金額（千円未満切捨）	10/10

本補助の内示決定後に当該改修工事に係る工事請負契約が締結され着工されたものを対象とします。

(2) 開設前賃借料補助

補助経費補助基準額	補助率
賃貸物件により設置する場合、設置者が貸主に対して払う、施設整備工事の着工日から当該小規模保育事業に係る施設の開設日の前日までの建物賃借料（礼金を含む）建物賃借料の実支出額または5,000,000円を比較していずれか少ない方（千円未満切捨）	10/10

※ 開設後の賃借料については、下記3に記す運営費の中で、公定価格の賃借料加算の条件に該当する場合に補助を行います。

2 保育士の確保に対する補助

新たな保育士を確保するための保育事業者への宿舍の借上げの補助や、新たに中野区内の保育所に勤務する保育士の支度金の支払い等の補助を行います。補助の詳細は別紙4「保育士の確保に係る補助事業等一覧」のとおりです。

3 運営費補助（保育施設に対する給付費）

運営開始後、運営にかかる経費について、子ども・子育て支援法に基づき、公定価格により算定した額を支払います。なお、延長保育（18時15分から19時15分まで）の実施については、運営費に加算がされます。

第4 スケジュールおよび選定方法

1 募集から選定までの流れ及びスケジュール

	内容	期間等
(1)	【事業者→中野区】 質疑受付・応募意向事前通知受付開始	募集要項公表後、随時
(2)	【中野区→事業者】 (事業者審査のため) 運営している施設等を指定	応募意向事前通知受付後、随時
(3)	【事業者→中野区】 応募書類提出締切	中野区が別途定める期日まで
(4)	【中野区→事業者】 事業者審査(運営している施設等と提案物件を視察、ヒアリング、書類確認等)	応募書類提出受付後、随時
(5)	【中野区】 事業者選定作業	事業者審査(視察等)後、随時
(6)	【中野区→事業者】 結果通知	事業者選定作業後、随時

※物件位置の相談は随時受け付けます。区に提案予定物件の応募の可否について相談する場合は、最低でも「①案内図」、「②物件の平面図」、「③物件の外観及び周辺状況(目の前の道路等)がわかる写真」をご提出ください。(事前に電話にて要予約)

2 選定方法

(1) 設置運営事業者の選定方法

設置運営事業者は、別途設置する選定委員会の審査及び選定結果に基づき、中野区長が決定します。

(2) 審査方法

審査方法は、適宜提案のあった土地または建物の現地視察(以下、「現地視察」という。)を実施し、提案内容の審査、応募者が運営する施設等の視察及びその際に行う応募者に対するヒアリングの審査結果とします。

また、応募者の財務状況については、提出していただく決算書等に基づき別途専門機関に委託し調査します。

審査項目については、別紙5のとおりです。

(3) 視察及びヒアリングの概要

応募者が現に運営する保育施設の視察及びヒアリングの概要は、以下に掲げるとおりです。

① 応募者に関する事項

運営・経営理念、管理運営体制、視察施設の運営内容等

② 新園に関する事項

応募動機、施設整備の内容、提案内容等

※1) 現地視察では、確認のため土地または建物内に立ち入りますので、所有者または物件管理者との調整をお願いします。

※2) 現地視察及び応募者が運営する保育施設の視察の日時は調整の上、決定します。

※3) 区が視察する施設等は、下記3(1)で示す応募意向事前通知書提出後、区が指定します。

3 応募の手順・方法

※応募にあたっての様式等は、中野区のホームページからダウンロード可能。

(1) 応募意向の事前連絡及び応募申込期限並びに受付順の確定

本件募集に対し応募の意向がある場合は、様式1「平成29年度中野区小規模保育事業所開設事業者応募意向事前通知書(以下、「事前通知書」といいます。)」を後記の問い合わせ先及び書類提出先Eメールアドレスあてに送信した後、確認のため電話をしてください。視察する施設等の指定及び視察日程等については、事前通知書受領後速やかに調整させていただきます。

また、下記(2)で示す提案書類等は、あらかじめ事前通知書を提出した事業者に限り受け付けます。提出の際には、電話で予約の上、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)の間に来庁願います。

(2) 整備提案書、事業計画書、応募事業者に関する資料等の提出について

次の①～⑥の書類を提出してください(一覧は別紙6を参照)。

① 小規模保育事業所開設事業者応募申込書(以下、「応募申込書」という。)(様式2)

② 小規模保育事業所施設整備計画書(以下、「施設計画書」という。)(様式3)

※ 次のア～オもあわせてご提出ください。

ア 提案建物の案内図、土地の配置図、建物内部の平面図、建物外観の立面図

※ 案内図には、①方位記号、②最寄り駅または最寄りバス停から計画地までの経路及び所要時間(徒歩1分=80m換算)、③屋外遊技場を代替地(公園)にて認可を受ける計画の場合には、提案の計画地から当該代替地までの経路及び所要時間(1分80m換算)を記載してください

※ 配置図には、提案建物の周囲について、①方位記号、②近接建物の状況(住宅、店舗、駐車場、空き地、等々の表示)、③周辺道路の状況(建物に面している道路の幅とガードレールの有無)、④提案建物の出入口の不審者対策の計画(例:内側のみ開錠可能なモニターロック、シリンダー錠(内側はサムターン錠)、外側ボタン式のオートロック、等の表示)を明示してください。

※ 平面図には、方位記号、保育室、調理室、事務室・医務室、保育室内の子ども・大人用の手洗い場、トイレ等のレイアウト案、各室の面積(保育室は有効面積とした部分及び面積を平面図に併記すること)、非常口の位置、各保育室からの避難経路(2か所2方向を矢印)、エレベーターや階段については専用・共用の別、を明記し、各階ごとにA4サイズ1枚作成してください(A4サイズでは文字が読めない等の場合にのみA3サイズとします)。

※ 施設を2階以上に設置する計画の場合は、1階の平面図に当該認可小規模保育事業所への出入口及び避難路となる階段やエレベーターの位置及び経路を、専用共用の別とともに明示してください。

※ 自転車置場、ベビーカー置場の位置及び収容台数を明示してください。

イ 建築確認済証の写し及び検査済証の写し(整備提案物件が既存建物を使用する場合)

※ 使用面積が100㎡以下で、認可申請時に一級建築士による建築基準法上の保育所の基準を満たしていることを証する書類を提出する場合は不要です。

ウ 施設整備に係るスケジュール（入札、建築確認及び工事期間、関係機関との調整、新園の設置認可に係るスケジュール等を含む。）

※ 施設完成後、区による現地確認は開設日の1か月前（例：4月開設の場合3月末）に実施する予定であることを考慮し、計画してください。

エ 近隣住民等への配慮

※ 同一建物内の他テナントや、近隣住民への配慮について、近隣説明の具体的な手順や取組時期、留意点などを具体的に示してください。（開設準備時、運営開始後）

オ 賃貸物件を活用して整備する場合、認可小規模保育事業所の整備が決定した場合に応募事業者において確実に物件を借りることができることを示す書類（例：土地または建物所有者と応募事業者が交わした念書など）

③ 事業計画書

事業計画書は、次のアからシまでの順に従って記述してください。

ア 応募動機

本事業に応募した動機を具体的に示してください。

イ 運営理念、運営方針等について

新園において、乳幼児の健全な心身の発達を図りながら保育を行うに当たっての保育目標、方法、環境等について具体的に示してください。

※ 本提案に当たりアピールしたいことがあれば併せて記載してください。

ウ 保育目標

保育指針に基づいて「養護」と「教育」の視点を踏まえ目指す保育の目標を記載してください。

エ 保育課程及び指導計画

上記ウに示された保育目標を達成するための保育の基本となる保育課程、及び、それを具体化した指導計画（長期及び短期）を記載してください。

オ 職員の採用、配置についての考え方

職員構成（職種ごとの人数、常勤・非常勤の別、年齢クラス別の保育士配置数等）について、以下の項目を明らかにして具体的に示してください。

A 職名（管理者、保育従事者、保健師又は看護師の別）

※保育従事者のうち保育士資格取得者を記載してください。

B 常勤、非常勤の別

C 専任、兼任の別

D 所定労働時間（週や日ごとの勤務時間の別）

E 経験年数

F 新規採用、既採用の別

G 職員の確保策

複数の保育所を運営する場合においては、事業者内の人事異動基準年数や人事異動の決定時期、開設予定事業者として選定後から開設までの準備期間における職員確保（採用等）のため取組方法及び職員の確保（その確定時期等を含む）について詳しく記載してください。

カ シフト試算表（参考様式）

月～金曜日及び土曜日について、1日を想定した各時間帯の園児数、職員数を記載してく

ださい。

キ 研修計画、人事ローテーション等、人材育成の考え方について具体的に示してください。

ク 延長保育の実施内容

A 定員、職員配置の考え方、補食の提供等具体的な実施内容を示してください。

B 利用料金の設定について、利用単位時間及びそれに応じた金額、一月単位及び1日単位で利用した場合の金額、算出根拠等の考え方を具体的に示してください。

ケ 障害児保育の実施内容

障害児保育についての方針、留意点、特色をそれぞれ具体的に示してください。

コ 給食提供についての考え方

食育や乳幼児の健全な発達を考慮した給食並びに離乳食の提供方法、延長保育時の補食及び夕食の提供について、食物アレルギーへの対応等を含め、留意すべき事項を具体的に示してください。また、献立の作成手順を示してください。

サ 児童の健康管理並びに衛生管理についての考え方

シ 連携施設及び連携に対する考え方

④ 開設経費の資金計画及び開設後の収支計画

ア 開設経費の資金計画

施設整備に係る事業費（工事費、設計監理費等の内容）、礼金及び前払い家賃を含む賃借料、備品購入費、これらの資金計画（自己資金、借入金及び返済計画（全償還期間分）、区補助金等の具体的計画）

イ 開設後1年間の収支計画（月または四半期毎の収支を示すこと）

ウ 開設後5年間の収支計画（年度ごとの収支を示すこと）

⑤ 法人に関する資料

※ 本募集要項の第2「募集条件」の1「事業者の応募資格」中のただし書きに該当される場合はご相談ください。

ア 法人の概要書（法人案内、施設案内等）

イ 法人設立後から直近までと、直近3年間のうち期間の少ない方の全ての決算年度分にかかる決算報告書・監査報告書

ウ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

エ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

オ 普通預金・定期預金等の残高証明書（提案書類の提出日から起算して1週間以内の発行日付・残高のもの）

カ 納税証明書（以下に掲げる全てのもの）

※納税証明書の取扱いについては、以下のとおりとします。

国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条に規定する証明書のうち、以下の証明書（提案書の提出日から起算して2週間以内の発行日付のもの）。

A 納税額等の証明（法人税に係るもの）【納税証明書（その1）】

B 所得金額の証明（法人税に係る所得金額）【納税証明書（その2）】

C 滞納処分を受けたことがないことの証明【納税証明書（その4）】

※A及びBの証明書については、直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計年度と同年度のもの。

※Cの証明書については、発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

- キ 法人代表者の履歴書
- ク 登記事項証明書（全部）
- ケ 定款又は寄付行為の写し
- コ 児童福祉法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（様式4）
- サ 直近年度の保育士の離職者数及び離職率（年度当初在籍数に年度途中に採用した保育士を加えた数に対する離職者の割合）
- シ 職員の福利厚生制度

⑥ 運営している施設等に関する資料

※事前通知書の提出後に区が指定する施設等について提出してください。

ア 直近3年度分の資金収支計算書及び資金収支内訳表またはこれらに類するもの

イ 指導検査結果（又は立入調査結果）の写し（直近のもの）

ウ 施設のしおり（パンフレット、重要事項説明書など）

エ 教育・保育内容関係書類、帳票（またはこれらに準じた書類）

- ・ 教育・保育課程の写し
- ・ 指導計画（全体・月案・週案）の写し
- ・ 児童票、教育・保育日誌、保護者との連絡帳の見本
- ・ 食事移行時のお知らせ（保護者向け）
- ・ 食育年間計画表
- ・ 食育の取組報告
- ・ 家庭配付献立表及び献立実施録

オ 認可外保育施設の場合、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（当該施設を所管する都県知事、政令指定都市市長、中核市市長いずれかが発行したもの）

カ 職員の状況等に関する書類

A 直近年度の職員の採用、退職、法人が運営する他の保育所からの異動の状況が確認できる書類

B 当該園の職員の勤続年数や経験年数、年齢構成の状況が確認できる書類

C 直近年度における育児休業、介護休業等の各種休業制度の取得状況が確認できる書類

(3) 書類作成方法・提出部数

上記(2)に記載した書類を原則すべてA4（縦）で作成し、1部提出してください。A4ーS2穴ファイルに綴じ、各書類のインデックス（上記3（2）における項目記号・略称…例：「⑤ ア 法人概要」）をつけてください。

- 応募申込書及び整備計画書は指定様式で作成してください。
- 建物の案内図、配置図、平面図、検査済証の写しはA4サイズとします。ただし、平面図はA4サイズでは文字が読めない等の場合にのみA3サイズとします。
- 上記以外の書類は様式自由とし、原則としてA4（縦）を用いてください。表組み等の関係でやむを得ない場合はA4（横）も可とします。
- 施設のしおり、教育・保育内容関係書類・帳票は、事前通知書の提出後に区が指定する1施設が現に作成・使用しているものの写し（又は現物）を提出してください。
- 事業計画書については、別途マイクロソフトWORD形式（表についてはEXCEL形式

でも可) などテキストが抽出可能なファイルをCD-Rに保存し、1枚提出してください。

なお、応募者が運営する保育施設を視察する際に提案内容等についてのヒアリングを行いますので、提出書類の控え一式を、視察することとなった施設等に備えておいて下さい。

(4) 提出方法

下記7 問い合わせ先及び書類提出先に持ち込み(持参)とします。

※ あらかじめ、事前通知書を提出した事業者に限り、提案書類の本提出を受け付けます。

(5) 受付日時

平日の午前9時から正午及び午後1時から5時まで

4 質問・相談の受付について

募集に関する質問及び物件についての相談は、募集開始後、随時受け付けます。

5 選定結果について

設置運営事業者の選定の結果は、個別に応募者あてに書面で通知します。

6 その他

(1) 応募書類について

- ① 応募申込みに当たり応募者が中野区に対し提出した書類(以下「応募書類」という。)等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。
 - ② 応募書類については、設置運営事業者の選定に関する業務以外の目的で使用せず、また当該事業者が無断で公表しません。ただし、応募書類等についての情報公開請求があった場合には、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公表します。
 - ③ 応募書類提出後の内容変更は、原則として認めませんが、やむを得ない場合には、別途定める期日まで受けるものとします。
 - ④ 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は決定を取り消すことがあります。
 - ⑤ 応募書類の著作権は当該応募者に帰属しますが、設置運営事業者に決定した応募者の公表等のため必要と認める場合には、中野区は応募書類の情報を無償で利用することができるものとします。
 - ⑥ 提出された応募書類は返却しません。
 - ⑦ 仮に区から選定された場合であっても、区が認可する際などに、応募書類と重複する書類の提出を求められることがありますので、ご承知おきください。
- (2) 区において選定されなかった場合、認可されなかった場合等により生じた損害については、区は一切責任を負いません。
- (3) 本事業は現行制度・基準等をもとに策定したものであり、それらに変更が生じた場合は、中野区との協議の上、所要の変更をお願いする場合があります。

7 問い合わせ先及び書類提出先

中野区子ども教育部 保育園・幼稚園分野

幼児施設整備推進担当（中野区役所本庁舎3階14番窓口）

電話番号 （03）3228－8089（直通）

ファクス番号 （03）3228－5667

Eメールアドレス youjisesakuseibi@city.tokyo-nakano.lg.jp